

上富田町 介護予防・日常生活支援総合事業(令和6年4月～)



利用者負担の目安(変更点)

※各種加算が付く場合があります。

○訪問型サービス(ヘルパー) ※1割負担の場合

改正前		
1 回 当 り	月 1回～4回 要支援1・2	268円
	月 5回～8回 要支援1・2	272円
	月 9回～12回 要支援2	287円
	短時間の身体介護	167円



改正後	
標準的なサービス 一部身体介護を含む場合	287円
20分～45分の生活援助	179円
45分以上の生活援助	220円
短時間の身体介護	163円

※月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に見直し

利用の上限額は決まっていますが、今までの要支援の区分での回数制限はなくなります。

自立した生活を送れるよう必要な支援をケアマネジャーさんと相談し決めて下さい。

○通所型サービス(デイ) ※1割負担の場合

改正前		
1 回 当 り	週 1回(1～4回まで) 要支援1	384円
	週2回(5～8回まで) 要支援2	395円



改正後	
週 1回(1～4回まで) 要支援1	436円
週2回(1～8回まで) 要支援2	447円

※運動器機能向上加算の包括化

今までは該当する方に関しては別に加算として算定していたものが基本単価に含まれるようになります。

○介護予防支援・ケアマネジメント費 ※利用者負担はありません

改正前	
1月につき 要支援1・2	4,380円



改正後	
1月につき 要支援1・2	4,420円